

東京都北区狭あい道路等拡幅整備要綱

昭和60年10月25日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の趣旨を踏まえ建築主及び土地に関する諸権利者（以下「権利者等」という。）の理解と協力を求め、防災、環境及び交通上区民の日常生活をより快適とするまちづくりの一つとして、狭あい道路拡幅整備の推進を図ることを目的とする。

(対象とする狭あい道路等)

第2条 この要綱が対象とする狭あい道路等（以下「狭あい道路等」という。）は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法第42条第2項の規定に基づき、特定行政庁が指定した道路
- (2) 道路が交わるかど敷地に建築する際に、東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第2条の規定に基づき建築が禁止される部分（以下「すみ切り部分」という。）
- (3) 建築基準法附則第5項の規定により、位置の指定があったものとみなされた道路
- (4) 特に区長が必要と認めたもの

(拡幅整備)

第3条 区長は、次に掲げるものを除き、予算の範囲内で、狭あい道路等（すみ切り部分を除く。第8条第1項において同じ。）における道路境界線と現況道路との間の土地（以下「後退用地」という。）又はすみ切り部分について道路状に整備を行うこと（以下「拡幅整備工事」という。）ができるものとする。ただし、区長が管理する狭あい道路等に係る拡幅整備工事については、当該拡幅整備工事に係る土地について、区長が寄付を受け、又は道路敷地無償使用承諾の承諾を得たものに限る。

- (1) 国、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構その他の公共的団体による建築に係るもの
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する開発行為に係るもの
- (3) 新たに築造される建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき特定行政庁が指定した道路の関連区域内の敷地の面積（敷地が分割又は分筆される場合にあつては、分割又は分筆された敷地のうち最も小さいものの面積）が65㎡未満の場合における当該敷地に面している部分の建築に係るもの
- (4) 敷地面積が500㎡を超える建築に係るもの

- (5) 北区居住環境整備指導要綱（平成4年12月3日区長決裁4北環住第284号）に係るもの
- (6) 東京都北区集合住宅の建築及び管理に関する条例（平成20年3月東京都北区条例第3号）に係るもの
- (7) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者以外の企業者の建築に係るもの
- (8) その他区長が定めたもの

2 拡幅整備工事の施工時期については、区長と権利者等で協議の上決定する。

3 拡幅整備工事は、L型溝又は縁石の設置及び移設、後退部分及び影響範囲の舗装、後退による道路の雨水樹の設置その他必要と認める工事とする。ただし、ガス、水道又は下水道事業者による工事が同時期に行われる場合における舗装工事その他各事業者間の調整を要する工事についての負担割合は、区長及び各事業者が調整の上決定するものとする。

4 拡幅整備工事の施工に当たり、敷地境界杭、外構、上下水道設備その他拡幅整備工事に支障がある物がある場合、権利者等の責任において当該物の移設等の対処を行い、区長へ報告を行うものとする。

5 前項の場合において、区長は、拡幅整備工事に支障がないことが確認できるまでは、拡幅整備工事は行わないものとする。

6 前各項の規定によりがたい場合は、権利者等が自ら拡幅整備工事を行うように努めるものとする。

（後退杭等の設置）

第4条 区長は、狭あい道路等に接する敷地に建築確認申請書の提出があったときは、権利者等に対し狭あい道路等の後退線上に後退杭等を設置することについて協力を求めるものとする。

（後退用地等の管理）

第5条 区長は、後退用地又はすみ切り部分が区道又は区管理通路の区域に編入されたものについて管理し、それ以外のものについては当該後退用地等の権利者等が管理するものとする。

（後退済み表示板）

第6条 区長は、拡幅整備工事の完了後、権利者等の協力を得て後退済み表示板の設置に努めるものとする。

（助成及び助成対象者）

第7条 区長は、次に掲げる要件に該当する者（第3条第1項各号に該当する場合を除く。）に対し、次条の行為について第9条の助成金の額を助成することができる。

- (1) 個人
- (2) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- (3) 公益法人
- (4) 地方自治法第260条の2に規定する認可地縁団体

(助成対象)

第8条 助成の対象となる行為は、区長が行う狭あい道路等に係る拡幅整備工事に伴うもので、次に掲げる行為とする。

- (1) 後退用地内の道路に接する門、塀等の撤去
 - (2) すみ切り部分の整備。ただし、区が整備（後退用地にL型溝又は縁石の設置がなされたものに限る。）した場合に限るものとする。
 - (3) 後退用地内の電柱の移設。ただし、私道の場合に限るものとする。
 - (4) 区長が特に必要と認める、その他の行為
- 2 前項第3号に定める電柱については、過去に区が実施した狭あい道路等に係る拡幅整備工事に伴うものを含む。
- 3 崖又は擁壁のある部分の拡幅整備工事に関する、当該拡幅整備工事に伴う擁壁等の解体及び新設に要する費用の助成金は、東京都北区擁壁等安全対策支援事業助成要綱（平成17年7月29日区長決裁17北ま建築第105号）によるものとする。

(助成金の額)

第9条 助成金の額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 門、塀等の撤去費として1メートルにつき5千円（30万円を限度とする。）
- (2) すみ切り部分1箇所につき12万円
- (3) 電柱の移設費用（1本につき100万円を限度とする。）

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市整備部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月14日区長決裁）

この要綱は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成12年12月12日区長決裁）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月11日19北ま建第1361号区長決裁）

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 22 日 20 北ま建第 1512 号区長決裁）

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 28 日 30 北ま建第 2434 号区長決裁）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に実施することを決定した拡幅整備工事については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱第 7 条の規定は、施行日以後に助成の申請を受理したものについて適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 10 日 6 北ま建第 2581 号区長決裁）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱第 7 条の規定は、施行日以後に助成の申請を受理したものについて適用する。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の規定により助成金の申請がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 3 月 12 日 7 北ま建第 2495 号区長決裁）

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の規定により助成金の申請がなされたものについては、なお従前の例による。